

埼 玉 県

文 化 芸 術

振 興 計 画

2016・2020



# ごあいさつ



埼玉県には、平成24年7月に国宝に指定された熊谷市妻沼の<sup>かんぎいんしやうでんどう</sup>歡喜院聖天堂、平成26年11月にユネスコ無形文化遺産に登録された細川紙の手すき和紙技術など、国内外で高い評価を受けている有形・無形の文化財が数多く受け継がれています。

また、音楽、美術などの芸術、茶道、華道、書道などの生活文化が多くの人に親しまれ、県内各地で活発な活動が行われています。

さらに、彩の国さいたま芸術劇場では、「創造する劇場」として、シェイクスピア全作品を上演する「彩の国シェイクスピア・シリーズ」など、優れた舞台芸術を提供するとともに、55歳以上の団員による「さいたまゴールド・シアター」、18歳以上の団員による「さいたまネクスト・シアター」など、全国に先駆けた実験的な取組も行われています。

このように、本県には多彩な文化芸術が息づいています。

一方、平成32年には、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、県内では「サッカー」、「バスケットボール」、「ゴルフ」及び「射撃」が実施されます。オリンピック・パラリンピックは、スポーツの祭典であるだけでなく文化芸術の祭典でもあります。このため、東京2020大会は、本県の文化芸術の魅力を世界に発信する絶好の機会であると言えます。

本県では、これまで県内各地で<sup>はぐく</sup>育まれてきた文化芸術の魅力を一層向上させるとともに、埼玉の魅力を広く国内外に発信するため、平成28年度からの5年間で取り組む施策をまとめた、新たな「埼玉県文化芸術振興計画」を策定しました。

計画では、「県民誰もが生き生きと文化芸術活動ができる基盤の整備」、「埼玉らしさの発見と世界への情報発信」、「文化芸術の力で地域の活力づくり」、「文化芸術で次世代を<sup>けん</sup>牽引する人材の発掘・支援」及び「埼玉の文化芸術の力を結集し、次世代に継承される文化プログラムの実現」の5つの戦略の下、25の取組を掲げています。

今後、私はこの計画に沿って文化芸術振興施策の総合的な推進を図り、「文化芸術で心豊かな県民生活と活力ある社会の実現」に向けて積極的に取り組んでまいります。

文化芸術を創造し享受することは人々の生まれながらの権利です。その意味で、本県の文化芸術振興の主役は正に県民の皆様にはかたがたありません。皆様におかれましては、本計画に基づく文化芸術振興施策の下、より一層の御活躍をいただきますようお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定に当たり、貴重な御意見をいただいた各界各層の皆様に心からお礼を申し上げます。

平成28年4月

埼玉県知事 上田清司



A



B



C



D

埼 玉 県  
文 化 芸 術  
振 興 計 画

2016・2020

- A さいたまゴールド・シアター稽古風景 ©宮川舞子
- B 小鹿野子ども歌舞伎 ©山口清文
- C 埼玉県障害者アートフェスティバル ©県立芸術総合高等学校 清野理恵
- D 鷲宮催馬楽神楽
- E 川越の蔵造りの町並み
- F 彩の国さいたま芸術劇場
- G 学校でのアウトリーチ 「ミートザダンス両神中」 ©Matron
- H SKIPシティ国際Dシネマ映画祭2015表彰式
- I アーティストボランティアコンサート
- J 歓喜院聖天堂



E



F



G



H



I



J

# 目次

---

<b>第1</b>	<b>計画策定の考え方</b> ……………	1
1	計画策定の趣旨……………	1
2	計画の目的……………	1
3	計画の期間……………	1
4	計画のポイント……………	2
<b>第2</b>	<b>文化芸術振興の基本的方向</b> ……………	3
1	基本理念……………	3
2	文化芸術を巡る社会情勢……………	3
3	本県における文化芸術の現状……………	4
<b>第3</b>	<b>文化芸術振興に関する施策展開の方向</b> ……………	9
1	基本的施策……………	9
	戦略1 県民誰もが生き生きと文化芸術活動ができる基盤の整備……………	9
	戦略2 埼玉らしさの発見と世界への情報発信……………	13
	戦略3 文化芸術の力で地域の活力づくり……………	17
	戦略4 文化芸術で次世代を牽引する人材の発掘・支援……………	21
	戦略5 埼玉の文化芸術の力を結集し、 次世代に継承される文化プログラムの実現……………	23
2	計画の指標……………	25
3	計画の推進体制……………	26
	<b>埼玉県文化芸術振興基本条例</b> ……………	27

# 第1 計画策定の考え方

## 1 計画策定の趣旨

本県では、平成21年7月に文化芸術振興の基本理念や県の責務を定めた「埼玉県文化芸術振興基本条例」（以下「条例」といいます。）が施行されました。

その後、平成22年度に、条例第4条に基づき、「埼玉県文化芸術振興計画」（以下「計画」といいます。）を策定し、埼玉県5か年計画を踏まえながら文化芸術振興施策の総合的かつ計画的な推進を図ってきました。

計画は平成27年度で終期を迎えることから、この間の文化芸術の取組状況や社会的な状況変化を踏まえ、県の新たな文化芸術施策の方向性を定めることとしました。

一方、国は、平成27年5月に文化芸術の振興に関する基本的な方針（以下「第4次基本方針」といいます。）を閣議決定し、2020年（平成32年）東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「2020年東京大会」といいます。）に向け、我が国が目指す文化芸術立国の姿を明示しました。

計画は、平成32年度（2020年度）までが計画期間となっており、最終年度には、2020年東京大会の開催が予定されています。

オリンピック・パラリンピックは、スポーツの祭典であるだけでなく文化芸術の祭典でもあることから、これを見据えて計画を策定するものです。

## 2 計画の目的

本県は計画に基づき、文化芸術振興施策の総合的な推進を図り、「文化芸術で心豊かな県民生活と活力ある社会の実現」を目指します。

国内外が注目する2020年東京大会を絶好の機会と捉え、本県の自然、歴史、地理的条件や多様で個性のある文化資源を活かし、「埼玉らしさ」が光る文化芸術を情報発信して地域の活力を創出するとともに、未来を切り拓く若い世代が文化芸術の担い手となるよう支援していきます。

## 3 計画の期間

平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）までの5か年計画です。

## 4 計画のポイント

県では、これまで「はぐくみ、支える」「創り、広げる」「活か<sup>い</sup>し、つなげる」「守り、伝える」の4つの施策のもとに文化芸術振興の取組を進めてきました。

今後5年間においては、これまでの取組状況を踏まえるとともに、2020年東京大会を見据え、5つの戦略に整理して施策を推進していきます。

特に、以下の3点を各戦略を貫く視点に据えて取り組んでいくこととします。

### 1 2020年東京大会に向けた文化プログラム<sup>※1</sup>の実施とレガシー<sup>※2</sup>の創出

計画を踏まえ、2020年東京大会に向けた文化プログラムを全県で展開し、本県の文化芸術振興を盛り上げていきます。

文化プログラムでは、芸術家、NPO、大学、企業、文化施設、市町村など様々な団体や個人と連携し、2016年のリオデジャネイロオリンピック・パラリンピック競技大会終了後から文化プログラムを展開していきます。

2020年東京大会が終了した後も活発な文化芸術活動が継続するよう、有形・無形のレガシーを創出していきます。

さらに、文化プログラムを通じて埼玉の文化に磨きをかけ、その魅力を世界に発信していきます。

### 2 文化芸術をつなぎ役として人と地域の活力を創出

地域の文化財や文化芸術作品などの文化資源の魅力に磨きをかけ、埼玉の文化芸術を国内外に発信し、観光や産業の振興につなげ、地域の活性化を図ります。

また、文化芸術活動を通じた地域住民や芸術家同士の国内外の交流を図り地域のにぎわいにつなげていきます。

### 3 未来を切り拓<sup>ひら</sup>く若い世代を文化芸術の担い手として支援

子供や青少年が多彩な優れた文化芸術を日常的に鑑賞、体験、発表できる機会を充実し、若い世代の豊かな創造力や感性を育む<sup>はぐく</sup>むとともに、次世代の文化芸術活動の担い手やそれを支える人材を支援します。

#### ※1 文化プログラム

オリンピック憲章で義務付けられ、少なくともオリンピック村の開村から閉村までの期間に開催される文化イベントのプログラムのことである。

#### ※2 レガシー

国際オリンピック委員会 (IOC) によると、「長期にわたる、特にポジティブ (肯定的) な影響」とされており、オリンピック開催を契機として、社会に生み出される持続的な効果のことである。

## 第2 | 文化芸術振興の基本的方向

### 1 基本理念

文化芸術の振興に当たっては、県民の自主性を十分尊重し、主体的で多彩な文化芸術活動の展開により、活力ある地域社会の実現を図ることを目指します。

また、文化芸術を創造し享受することが県民の生まれながらの権利であることを踏まえ、県民が等しく文化芸術を鑑賞し、これに参加し、創造することができるような環境整備を図ります。

さらに、文化芸術に関する情報を広く国内外に発信し、文化芸術の交流を推進するとともに、地域の伝統的な文化芸術の継承を図っていきます。

文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う人や県民の意見が広く反映されるよう努めるとともに、専門的見地から、文化芸術事業の企画立案や実施された事業の効果を評価し、新たな施策につなげるような仕組みの構築を図っていきます。

### 2 文化芸術を巡る (1) 人口減少、少子高齢社会 社会情勢

近年、人口減少、超高齢化が大きな問題となっています。平成27年4月1日現在の総務省発表の人口推計（確定値）によると、日本の人口は1億2,694万人で、前年同月より20万人減少しています。各年の4月1日現在の人口を比較すると、平成23年から5年連続の減少となっています。平成27年4月1日現在の本県の推計人口は725万人となっており、前年同月比で約2万人増加しているものの、県内市町村の約6割は人口が減少しており、人口増加は県南部の一部に集中し地域格差が大きいといえます。また、年少人口の減少及び老年人口の増加も年々進んでおり、地域コミュニティの衰退や、文化芸術の担い手不足等の問題も指摘されています。こうしたことから、文化芸術の活用によって、地域における人のつながりを活性化することや、次世代を担う若手の人材を育成することが求められています。

#### (2) 東日本大震災からの復興

東日本大震災は未曾有の被害をもたらしましたが、震災後、被災地では様々な文化芸術関連のイベントが開催され、被災者の心の支えとなりました。また、地域のお祭りは地域コミュニティの再生に大きな役割を果たし、復興の力となりました。このように震災からの復興の過程で、文化芸術が安らぎや感動によって人々に生きる力をもたらし、心のつながりや地域のアイデンティティを醸成することにより地域再生の原動力ともなることが認識されました。

#### (3) グローバル社会の進展

グローバル化の進展により、国境を越えた人・物・情報の移動が増加し、文化芸術における相互交流も活発化しています。こうした中、国内外の文化芸術

の交流を通じて地域の文化資源の価値を再発見し、埼玉の文化を世界に向けて発信することが求められています。また、交流の推進により、相互理解や新たな文化芸術の価値が生まれ、地域の振興につながることを期待されています。

#### (4) 劇場法の制定

平成24年6月に、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」（以下「劇場法」といいます。）が施行されました。劇場法においては、劇場、音楽堂等の文化施設について、文化芸術を継承、創造及び発信する場であるとともに、地域の文化芸術活動の拠点として位置付けられ、心豊かな生活及び活力ある地域社会の実現に寄与する役割が規定されました。

#### (5) 2020年東京大会の開催

平成27年5月に、第4次基本方針が閣議決定され、2020年東京大会を踏まえ、我が国が目指す文化芸術立国の姿が示されました。

また、平成27年7月に、文化庁が「文化プログラムの実施に向けた文化庁の基本構想」を発表し、2020年東京大会に向けた文化プログラムの方針、戦略、実施に当たっての枠組み、スケジュールが示されました。

### 3 本県における文化芸術の現状

#### (1) 県民の文化芸術活動の状況

県では、これまで県民が文化芸術に親しめる機会を充実させ、文化芸術の裾野を広げる取組を行ってきました。

音楽、美術などの芸術や茶道、華道、書道などの生活文化が多くの人に親しまれ、県内各地で活発な活動が行われています。

平成27年度県政世論調査では、最近1年間で自主的に文化芸術活動を行った県民は26.4%となっており、県民の4人に1人が文化芸術活動を行っています。埼玉県芸術文化祭については、多くの県民の方に発表の場を提供し、文化芸術に親しむ県民の輪を広げることを目的に開催していますが、平成26年度における参加者数は約130万人となっており、県民の6人に1人が参加する大規模なイベントとなっています。

また、前述の調査では、鑑賞や参加の機会など文化芸術環境に満足している県民の割合は59.9%となっています。さらに、最近1年間で文化芸術活動を鑑賞するためにホール、劇場、映画館、美術館、博物館等へ出掛けた県民は56.3%となっており、半数以上の県民が文化芸術作品の鑑賞を楽しんでいます。

文化芸術活動を行うための施設の整備状況については、公益社団法人全国公立文化施設協会へ加盟している公立文化施設数及び県立美術館・博物館数で見ると、平成26年度末現在、県内で91施設が整備されています。利用者

数は1,562万人となっています。

さいたまスーパーアリーナや大宮ソニックシティにおいては、民間の主催による大規模なコンサートも開催されています。

本県文化団体連合会に加盟している文化団体の数は、平成27年度に176団体となっており、様々な分野で活発に活動しています。

一方、アーティスト・イン・レジデンス<sup>※3</sup>で海外の芸術家との交流に取り組む団体や文化芸術を通じたまちづくりを行うNPOなども県内各地で活発な活動を展開しています。

また、高齢者が文化芸術活動を行うユニークな取組としては、55歳以上の団員で構成される「さいたまゴールド・シアター」があり、彩の国さいたま芸術劇場を拠点としながら、海外や全国での公演も実施し、高い評価を得ています。

さらに、障害者が文化芸術活動を行う場として、本県独自の取組である障害者アートフェスティバルを開催し、障害者の「芸術性」「創造性」の魅力を発信しています。



彩の国さいたま芸術劇場

## (2) 本県の文化資源

平成23年5月に宝登山神社が著名な旅行ガイド「ミシュラン・グリーンガイド・ジャポン」に掲載、平成24年7月に熊谷市妻沼の歓喜院聖天堂が国宝に指定、平成26年11月に細川紙がユネスコ無形文化遺産に登録され、本県の有形・無形の文化財が高い評価を受けています。

※3 アーティスト・イン・レジデンス

国内外から芸術家を一定期間招へいし、滞在中の創作活動等を支援する事業のことである。

県内には、平成26年度末現在、国指定等文化財が294（うち国宝5）、県指定文化財が708あり、文化財所有者や博物館などで適切に保管・展示され、後世に伝えられています。市町村も含めた指定無形民俗文化財（民俗芸能）の保存継承団体数は、359団体（平成26年度末）となっており、多彩で個性的な伝統文化が数多く受け継がれています。

一方で、地域によっては、構成員の高齢化、後継者不足等を背景として、継続が困難となっている保存継承団体も見られます。

県では、指定文化財に対する財政的支援のほか、伝統芸能の保存継承団体の発表の機会を提供し、広く県民に紹介するため、埼玉伝統芸能フェスティバルを開催しています。本県は、都心からさほど離れていないにもかかわらず、さいたま市近郊の見沼田んぼ、狭山、入間地方のお茶畑、狭山丘陵に広がる武蔵野の雑木林や比企地方に代表される里山が存在しています。また、世界的に注目されている盆栽や、かつては全国的生産量を誇った絹織物などの文化も息づいています。

さらに、本県には「創造する劇場」として彩の国さいたま芸術劇場があります。シェイクスピア全作品を上演する彩の国シェイクスピア・シリーズやコンテンポラリーダンス（現代舞踊）などの優れた舞台芸術を提供する一方、55歳以上の団員による「さいたまゴールド・シアター」や18歳以上の団員による「さいたまネクスト・シアター」などの全国に先駆けた実験的な取組を行っています。



小鹿野子ども歌舞伎 ©山口清文

### (3) 文化資源を活かした地域づくり

これまで文化資源としてあまり認識されてこなかった歴史的な建物を紹介した「埼玉モダンたてもの-きまぐれ散歩」やアートスポットを紹介した「SAITAMA

アートGUIDE100×α] を刊行し、新たな文化資源を紹介しています。

また、地元自治体、商工会、NPOが協働して、利用されなくなった酒蔵を映画館を中心とした文化芸術拠点として整備した事例もあります。

平成27年に第12回の開催を迎えたSKIPシティ国際Dシネマ映画祭については、70を超える国及び地域から、700本近い作品の応募があり、国内で開催される国際映画祭としては、有数の規模となっています。このように、メディア芸術をはじめとして、情報通信技術を活用した文化芸術活動も盛んに行われています。

さらに、県内の地域がアニメの舞台に取り上げられ、聖地として人気を博し、観光資源として活用されています。

平成26年にユネスコの無形文化遺産に登録された細川紙をはじめとする和紙についても、伝統的な文化資源としてだけでなく、国際版画フォーラムの開催などアート素材としての和紙の活用や、建物の内装の素材としての利用など、新たな展開も始まっています。



歓喜院聖天堂

#### (4) 人材育成

県内において地道な文化活動を続け、地域文化の向上に貢献している方の功績を称える「文化ともしび賞」の表彰を通じて、地域文化の担い手やそれを支える人々たちを支援してきました。また、日本の近代音楽の基礎を築いた下總

かんいち  
た  
皖一の業績を称え本県にゆかりのある音楽家を対象にした「下總皖一音楽賞」を授与し、音楽家を支援しています。

埼玉県文化振興基金を活用し、子供の文化芸術体験事業や文化芸術を担う若手育成の事業を実施している団体に助成を行っています。

彩の国さいたま芸術劇場においては、県内の小・中学校に音楽家やダンサーを派遣して、子供たちの指導に当たっています。

県立近代美術館においても、身近な素材を使って作品を作るなど、様々な参加型プログラムを実施しています。

県内の高校の文化部は、全国高等学校総合文化祭や多くの美術展などで優秀な成績を収めるなど、本県の若者は、将来飛躍できる素地を備えていると考えられます。

さらに、障害者の芸術活動を進めることを目的とした施設職員向けのワークショップ、また障害者芸術家育成のための助成を行っています。

### (5) 文化プログラム

2020年東京大会の開催が決定されて以降、文化プログラムへの関心が高まってきています。

国では、第4次基本方針の中で、国を挙げての文化プログラムの展開に言及しています。また、文化庁では、「文化プログラムの実施に向けた文化庁の基本構想」を発表しています。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会では、文化プログラムを含めたアクション&レガシープランを策定しているところです。

地方においては、本県を含めた九都県市首脳会議で、2020年東京大会を契機とした文化芸術施策の強化について国に提言を行いました。また、全国知事会や関東地方知事会においても文化プログラムが議題として取り上げられ、広域的に実施していくための連携のあり方や、国への要望活動などを行っています。

県内においても、2020年東京大会に向けた文化事業に先駆的に取り組んでいる市町村もあり、機運が盛り上がりつつあります。

2020年東京大会は、本県の文化芸術の振興にとってまたとない機会です。今後、官民一体となって、全県を挙げて文化プログラムを展開することで、埼玉県の文化芸術の魅力を向上させるとともに国内外へ発信していくことが期待されています。また、文化プログラムは本県の文化芸術振興の大きな転換点であり、文化プログラムに関わった人材や、全県を挙げて取り組む仕組みを2020年東京大会後も残すことにより、更なる文化芸術の発展が期待できます。

# 第3 | 文化芸術振興に関する施策展開の方向

## 1 基本的施策

### 戦略 1

## 県民誰もが生き生きと 文化芸術活動ができる基盤の整備

### 目指す 方向性

県民が生涯を通じて、身近な場所で優れた文化芸術に親しむとともに、それぞれの個性と創造性を発揮した文化芸術活動を行うことのできる環境を充実します。特に高齢者や障害者、外国人が文化芸術を鑑賞しやすい環境の整備を進めるとともに、「さいたまゴールド・シアター」など高齢者の活動支援や、障害者の優れた文化芸術活動の振興を図ります。

また、本県で展開されている優れた文化芸術活動について、県内外、海外へ最新情報を広く発信する仕組みをつくります。

さらに、文化芸術団体の活動を振興するために、行政はもとより県民や企業などと協働し、埼玉県文化振興基金の充実や企業等による文化芸術支援活動（メセナ活動）など民間による支援活動の促進を図ります。

### 具体的 取組

#### 1 文化芸術活動への参加・発表の機会と鑑賞・体験の機会の充実

##### (1) 文化祭、展覧会等の開催

文化芸術活動の意欲を高めるため、埼玉県芸術文化祭や県内各地で開催される各種フェスティバル、文化祭など県民の参加や発表の機会を拡大します。

また、県内最大規模の公募美術展である埼玉県美術展覧会を通じて、県民の創作活動の

向上や発表の場を提供します。

##### (2) あらゆる場の活用

公共施設や空き店舗、改修した蔵におけるコンサートの開催、商店街における美術作品の展示、利用されなくなった酒蔵を活用した映画館の開設など、県民がより身近な場所で手軽に文化芸術に親しめる取組を支援します。



アーティストボランティアコンサート

### (3) 文化施設等における機会創出

彩の国さいたま芸術劇場において、演劇、音楽、舞踊、映像、落語など幅広い分野で、多彩な舞台芸術作品を提供するとともに、県立近代美術館、県立歴史と民俗の博物館、さいたま文学館をはじめとする県立文化施設における企画展の充実を図ります。市町村の文化施設との連携も強化していきます。

また、楽器やダンス、アートのワークショップなど、実際に体験しながら文化芸術への理解を深められる場の充実を図ります。

県内には、遠山記念館、山崎美術館、鉄道博物館をはじめ、財団法人、学校法人等、民間で設立された優れた美術館、博物館も存在します。

これらの施設で行われるイベントについて、情報を集約して発信するとともに、それぞれの施設の連携、周遊するルートの作成など、文化芸術に親しみやすい環境を提供します。

### (4) 身近な場所における本物の文化芸術の体験

彩の国さいたま芸術劇場が県内中学校へ振

付家、ダンサーを派遣しているダンス・ワークショップをはじめ、学校、公民館などが芸術家や芸術団体の派遣を受け、オーケストラ、演劇、合唱、ミュージカルなどの公演や講座、体験教室等を行うアウトリーチ活動を促進します。

特に、鑑賞機会の少ない地域へのアウトリーチ活動を行います。

また、市町村や民間の文化施設で開催されるワークショップやアウトリーチ活動を支援します。

### (5) 社会福祉施設、病院等における

#### 文化芸術の鑑賞

社会福祉施設や病院などに長期入院、入所しているなどコンサート会場に出掛けることが困難な方に、ボランティア音楽家の協力を得て、生の音楽を鑑賞する機会を提供する取組を充実します。

また、社会福祉施設で利用者が行う文化芸術活動の作品を一般の方に鑑賞してもらう取組も支援します。

## 2 文化芸術活動に関する情報発信の強化

芸術家、NPO、大学、企業、文化施設、市町村、県などが開催する文化芸術のイベント活動に関する情報について、一元的に収集・発信するワンストップの総合案内サイトの構築を進めます。

Facebook、Twitterによる情報発信、YouTubeによる動画配信など、SNSを活用し、情報通信技術の進展に合わせた文化芸術情報の発信を進めます。

## 3 活動団体・個人への支援

### (1) 自主的な文化芸術活動に対する支援・顕彰

県民の文化振興に資する文化団体の行事等に対し、後援により活動の広がりを図るとともに、知事賞の交付により自主的な文化芸術活動のモチベーションが高まるような取組を進めます。

また、文化芸術活動の母体となる文化団体が十分に活動できるよう、運営面の支援を行います。

地域の文化芸術の向上に貢献している個人又は団体を顕彰し、活動の一層の活発化と広がりを促進します。

### (2) 埼玉県文化振興基金を活用した支援

埼玉県文化振興基金を活用し、アマチュア文化団体等が日頃の活動の成果を発表する活動を支援し、身近な文化芸術体験の場を創出することによって、文化芸術活動の裾野の拡大を図ります。

## 4 高齢者・障害者・外国人の文化芸術活動の充実

### (1) 高齢者の文化芸術活動支援

彩の国さいたま芸術劇場における「さいたまゴールド・シアター」の支援をはじめ多くの分野で、高齢者がもっと身近に文化芸術活動に取り組める場を充実します。

また、退職して地域に戻ってきた人が、地元で文化芸術活動を始めきっかけづくりを支援します。

### (2) 障害者の文化芸術活動支援

障害者アートフェスティバルを開催し、障害者の創作活動における「芸術性」「創造性」にスポットライトを当て、その魅力を県民へ発信するとともに、障害者が文化芸術活動に参加



さいたまゴールド・シアター稽古風景 ©宮川舞子



埼玉県障害者アートフェスティバル ©県立芸術総合高等学校 清野理恵

しやすい環境を整備します。

### (3) 外国人の文化芸術活動支援

文化施設における外国語表記、外国語による情報発信、日本文化を気軽に体験できる機会の提供など、外国人が文化芸術を享受しやすい環境を充実させます。

また、NPO、文化団体などが、海外から芸術家等を招へいし、地域住民と交流する取組を支援します。

さらに、在住外国人との異文化交流を通じて、地域の文化芸術の振興を図ります。

## 5 個人、企業等との パートナーシップの実現

### (1) 埼玉県文化振興基金の充実・活用

文化芸術活動の支援のために、広く県民や企業等に埼玉県文化振興基金に対する寄付や募金を働きかけ、財源の確保・充実を図ります。また、この基金を活用して、文化芸術活動発表の場の提供、次世代を担う子供や青少年の

文化芸術活動の体験事業を行うなど、地域文化の裾野の拡大と活発化を進めます。

### (2) メセナ活動による支援

文化芸術活動を支える環境を整備するためには、メセナ活動の果たす役割も重要です。この活動に積極的な個人、企業とともに、地域文化の向上を図ります。

### (3) 企業内文化活動の支援

居住する地域における文化活動だけでなく、職場における文化活動も積極的に支援するため、活発に文化活動を行っている企業や優良事例をホームページなどを通じてPRします。

### (4) 民間団体と協働した文化イベントの開催

SKIPシティ国際Dシネマ映画祭、埼玉県美術展覧会を始め、NPO、文化団体、企業などと協働し、それぞれの得意分野を活かした文化イベントを開催します。

## 目指す 方向性

本県には、小鹿野歌舞伎、鷲宮催馬楽神楽、秩父屋台囃子<sup>ばやし</sup>など長い歴史や風土の中で育まれてきた地域固有の伝統芸能が数多く残されています。少子化が進む中、この貴重な伝統文化を将来にわたって継承していくため、後継者の育成・支援を行っていきます。また、伝統文化の裾野を広げるため、伝統文化についての理解を深める取組を行っていきます。

ユネスコ無形文化遺産に登録された細川紙などの文化財については、優れた技術や伝統の保存・伝承を行っていきます。和紙のアートとしての活用を図り、和紙の魅力を広く発信していきます。

また、本県の盆栽、秩父銘仙などの絹織物、お茶などの生活文化は、これまで人々の生活の中で脈々と受け継がれてきた暮らしに根差した文化です。当たり前のように存在するこれらの文化が、埼玉を彩る貴重な文化であることを再認識し、普及促進を図っていきます。

さらに、渋沢栄一、下總皖一、本多静六をはじめとする偉人や現在国内外で活躍している芸術家、これから活躍が期待できる若手芸術家など、本県には多くの魅力的な人材がいます。

このような埼玉が有する文化資源や人材の魅力を再発見し、埼玉の新たな魅力発信を行っていくため、関係する各団体や個人が連携して取り組む仕組みづくりを行っていきます。

## 具体的 取組

### 1 伝統芸能、文化財の保存・継承・活用

#### (1) 伝統芸能の鑑賞・発表機会の充実

埼玉伝統芸能フェスティバルを開催し、伝統芸能保存団体の発表の場や県民が伝統芸能に親しむ機会を提供します。分かりやすい解説や演出により、歌舞伎や神楽などの伝統芸能に初めて触れる人にも十分理解できるように工夫します。こうした取組により、裾野の拡大や後継者の育成を支援していきます。

#### (2) 学校活動における伝統文化の理解の促進

市町村や文化団体と連携して、学校活動の場で歌舞伎、邦楽、和太鼓を始め、地域に残る伝統芸能の鑑賞機会を充実させ、児童生徒が伝統文化に理解を深める機会をより一層充実させていきます。

#### (3) 伝統芸能の保存継承団体への支援

国、県、市町村指定無形民俗文化財の保

存継承団体の後継者育成、発表の機会や活動の充実に向けた取組を支援します。

### (4) 文化財の保存、活用

文化財の保存継承を進めるとともに、地域振興、観光、産業振興への活用を図っていきます。特にユネスコ無形文化遺産に登録された細川紙は、その優れた技術が将来にわたって継承されていくよう安定した需要と供給がなされる取組を支援していきます。文化芸術作品の素材として細川紙を活用する取組を行い、新たな産業が創出されるきっかけづくりを官民連携して検討していきます。

## 2 埼玉の魅力再発見

### (1) 県民やNPOと連携した文化資源の再発見

地域を知る県民やNPOと連携して、地域に存在する文化資源の魅力を再発見し、情報を集約します。

### (2) 文化資源の体感

地域の文化資源の再発見や活用意識を高めるために、神楽、和紙などのワークショップを開催します。また、文化資源をめぐるツアーを実施し、自然や風土、食を含めた現地での体感をホームページで発信します。

### (3) 情報交換や意見交換ができる場の提供

文化芸術に関連する多様な人たちが交流し、情報交換や意見交換ができる場を提供します。また、発掘した「埼玉の新たな魅力」をもとに連携、協働して文化芸術活動を行っていきけるような仕組みづくりを支援します。

### (4) 生活文化の魅力再発見

茶道、華道、書道、盆栽、民謡などの日本の伝統的な生活文化の魅力を再認識し、普及

を促進していきます。

特に、外国人や子供・青少年を対象とした生活文化の体験事業の実施や、地域の歴史、自然や景観、永く受け継がれてきた衣食住の文化の魅力を「クール埼玉」として、観光と連携しながら普及していきます。



鷲宮催馬楽神楽



細川紙

### 3 現代アートの活動支援

#### (1) 制作活動・発表の場の提供

アーティストが自由に使える稽古場やアトリエなど制作活動の場の整備や、芸術祭など発表の場の拡充など、NPOや市町村などと連携して支援します。

#### (2) 情報発信・交流への支援

アーティストが自らの創造活動をインターネット上で情報発信できる場を提供します。

また、アート見本市などアーティストの創造活動の発信や交流の場を提供しているNPOに対して支援します。

#### (3) 地域の芸術祭への支援

地域で開催される現代アートを中心とした芸術祭や展覧会を支援します。

### 4 文化資源に関する情報の集約・発信

#### (1) 情報収集と発信の強化

文化財や伝統芸能、映画・映像、美術作品など様々な文化芸術の情報について、デジタル技術を活用してアーカイブ化、ネットワーク化し、保存・活用・発信を行っていきます。

また、県内各地で再認識された様々な文化資源を集約し、ホームページ、SNSや冊子など多様な媒体を使ってPRし、本県の魅力を国内外に発信していきます。

#### (2) 埼玉ゆかりの偉人等の情報発信

埼玉ゆかりの偉人・童謡などを情報発信し、地域への誇りと愛着を醸成する取組を促進します。

#### 5 彩の国さいたま芸術劇場による 芸術性の高い舞台作品の提供

国内トップレベルの彩の国さいたま芸術劇場は、蜷川幸雄芸術監督による彩の国シェイクスピア・シリーズ、さいたまゴールド・シアター、さ

いたまネクスト・シアターやコンテンポラリーダンスなど質の高い文化芸術作品を創造しています。こうした取組に磨きをかけ、国内外に向けて発信するとともに、認知度や集客力の向上につなげていきます。



## 目指す 方向性

近年、文化芸術が持つ創造性で地域や暮らしを元気にする動きがありその潜在力への期待は高まっています。

例えば、現代アートを中心に、街中でのアーティスト・イン・レジデンスの展開をはじめとする文化芸術のプロジェクトにおいて、芸術家が地域と交流することで地域の魅力再発見やにぎわいが創出された事例が全国各地で見られます。

一方で、地域に古来から受け継がれた伝統芸能、生活文化、食文化には、人と人とのつながりを生み出すとともに集客につながるなどの力があります。本県においても、川越の蔵造り、大宮の盆栽など、全国に誇れる文化芸術があります。

文化産業の力は地域経済の活性化にも期待されています。例えば、今日、映像、音楽などの制作・流通を担うコンテンツ産業は、海外展開を通じた成長を見込める産業として有望視されています。伝統産業も、従来の枠にとらわれず新たな文化的価値を創出する事業展開が求められています。

このほか、文化資源を観光の振興に活用し、地域経済の活性化や新たな経済的価値を創出していく取組や、健康、医療分野での活用など、文化芸術の効用をあらゆる分野に広めていく必要があります。

本県においても、文化芸術の潜在力を活かし、地域活性化、産業振興、観光振興、医療分野などでの応用を図り、本県の活力づくりを目指します。

## 具体的 取組

## 1 文化芸術で地域の活性化

## (1) 文化芸術拠点の活用

文化芸術拠点を活用した展覧会、コンサートなどの文化芸術活動で地域を活性化する取組を支援します。

## (2) 文化芸術拠点における交流

文化芸術拠点で短期又は長期に滞在し制作活動を行う芸術家と地域の住民が交流する取組を支援します。

#### (3) 地域活性化の拠点としての文化施設

文化施設が、文化芸術の創造発信の場、鑑賞する場、地域住民が集い、交流する場として地域の活性化の拠点となるための取組を支援します。

また、文化施設同士が連携して、地域を活性化していく取組に対して支援します。

## 2 地域の伝統を活かした地域活性化

#### (1) 生活文化の魅力活用

里山やお茶畑などの景観や地域固有の食文化等、これまでその価値が見過ごされてきた埼玉ならではの生活に根付いた文化資源について、市町村、NPO、芸術家など多様な人

たちと連携して発掘し、その魅力を発信していきます。

#### (2) 歴史的建造物や伝統文化の魅力活用

川越の蔵造りの町並み、行田の足袋蔵、深谷の渋沢栄一関連施設など、県内に残る歴史的・文化的価値の高い建物や町並み、伝統工芸品など地域の文化的魅力を集約し、発信していきます。

#### (3) 伝統芸能の活動支援

伝統芸能を通じて、地域のきずなや世代間交流を促進する取組を支援することにより、地域の活性化を図ります。



川越の蔵造りの町並み



SKIPシティ国際Dシネマ映画祭2015表彰式

### 3 文化芸術を活かした産業の振興

#### (1) メディア芸術の産業化の促進

SKIPシティ国際Dシネマ映画祭の実施により、次世代を担うクリエイターの発掘と新たな映像産業の育成を図ります。さらに、制作された映像作品の発信方法として、映画祭やインターネットによるほか、ビジネスに結び付ける可能性をもつ新たなアイデアを支援します。

また、都心の撮影所から近く、都会から田園まである本県の持つ地理的条件を活かし、映画やドラマの撮影などのより積極的な誘致を図ります。

#### (2) 伝統工芸品、無形文化財などの振興

細川紙、秩父銘仙を始めとする伝統工芸品

を海外に向けてPRするとともに、アートの領域での新しい取組を支援します。

#### (3) 文化芸術コミュニティビジネスの支援

近年、地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取組であるコミュニティビジネスが、全国的な広がりを見せています。

文化芸術の力で地域活性化を促進することを目的としたコミュニティビジネスの起業や運営の支援を行います。

#### (4) 県内で制作活動を行っている芸術家への支援

県内で制作活動を行っている芸術家の作品等の情報を発信し広く周知することで、活動の場が広がるよう支援します。

### 4 文化資源や文化芸術を活用した観光振興

#### (1) 歴史的建造物や伝統文化等の活用促進

歴史的な町並み、地域の文化財、伝統芸能、伝統工芸品や郷土料理・菓子などの食文化に着目した観光振興の取組を促進します。

#### (2) アニメの舞台や映画のロケ地などの活用

春日部の「フレヨンしんちゃん」、鷲宮の「らき☆すた」や秩父の「あの日見た花の名前を僕達はまだ知らない。」など、本県にはアニメの舞台として集客実績があることから、ロケ地めぐりなど観光振興へつなげていきます。

#### (3) 自然環境や農村文化の活用

緑豊かな秩父の自然や丘陵の雑木林、見沼田んぼ、三<sup>さん</sup>富<sup>とめ</sup>新田などの里地里山の文化や景観を活用したグリーンツーリズム<sup>\*4</sup>やエコツーリズム<sup>\*5</sup>の取組を推進します。

#### ※4 グリーンツーリズム

農山漁村地域において、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のことである。

#### ※5 エコツーリズム

地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組みのことである。

### 5 医療・健康・福祉における文化芸術の活用

#### (1) 医療・福祉現場での音楽・美術等の活用

病院や社会福祉施設などに長期入院、入所している方など、生の音楽を聴きに行くことが困難な方に、音楽家の協力を得て、鑑賞機会を提供するアーティストボランティアコンサートの取組を充実します。また、病院や社会福祉施設内に文化芸術を取り入れ、入院利用者はもとより、訪れた一般の人も心が和む取組を促進します。

#### (2) 文化芸術の力で健康長寿を促進

高齢者が文化芸術で生きがいを創出し、いつまでも明るく元気で過ごせるよう、高齢者が文化芸術活動に参加しやすい環境を整備するとともに、鑑賞・体験機会の充実を図ります。



学校でのアウトリーチ「ミートザダンス両神中」 ©Matron

## 文化芸術で次世代を<sup>けん</sup>牽引する 人材の発掘・支援

### 目指す 方向性

文化芸術は、楽しさ、喜び、感動、安らぎなど豊かな人間性や他者と共感し合い、理解し合う心を育みます。

そのため、次世代を担う子供や青少年の豊かな創造性と感性を育むための文化芸術活動の環境整備を進めます。また、文化芸術を継承し、創造していく担い手として、若手芸術家を支援します。

芸術家、地域住民、NPO、大学、企業、文化施設などが行う様々な文化芸術活動の関わり合いが、人と人とのつながりや地域への誇りと愛着を育み、地域のコミュニティの活性化につながります。県民の文化芸術のプロジェクトを展開するために、多様な担い手をコーディネートしながら企画・運営するアートマネジメントができる人材や、文化芸術を支えるボランティアの育成も進めます。

また、文化芸術に関わる多様な主体のネットワークの構築を図り、相互交流を活発化し、相乗効果により、新たな文化芸術の創造を促進する仕組みづくりも進めていきます。

### 具体的 取組

#### 1 子供や青少年の文化芸術活動の充実

##### (1) 学校活動における文化芸術活動の充実

学校や地域において、子供たちが文化芸術や伝統文化を鑑賞し、創造的な活動を行う機会を充実します。

##### (2) 子供を対象とした事業への支援

文化団体やNPOなどが、次世代を担う子供の文化芸術や伝統文化への理解を深めることを目的として実施する事業を支援します。

##### (3) 文化施設における文化芸術の鑑賞・体験機会の提供

県内の美術館、博物館、文化ホールなど公立文化施設で、子供や青少年向けの良質なプログラムの充実を図ります。また、県内に点在する私立美術館や古民家アールスペースなど地域に身近な民間文化施設でのプログラムに係る情報発信を促進します。

##### (4) アウトリーチ活動の充実

子供や青少年が身近な場所で文化芸術に親しむことができるよう、芸術家や芸術団体が

出張して実施する公演、講座、体験教室等の充実を図ります。

## 2 新進芸術家への支援

### (1) 新進芸術家の力の活用

NPOや文化施設、市町村と連携し、アーティスト・イン・レジデンスなど、県内外の新進芸術家が県内で創造・交流する機会を創出し、地域の文化芸術の振興を図ります。また、県内外の文化芸術教育機関と県内文化施設、NPO、市町村などと情報交換の場を設け、新たな才能の発掘を図ります。

### (2) 制作・発表活動への支援

アトリエ、ダンスなどの練習場を求める芸術家と、使われなくなった建物の活用を求める所有者のマッチングに向け、情報収集・発信し、文化芸術活動における建物の有効活用を図ります。また、文化施設や文化芸術拠点において新進芸術家を積極的に起用するなど、発表機会の充実を図ります。

## 3 文化芸術活動を支える人材の育成・活用

### (1) 文化芸術関係者の協働による人材育成

芸術家、NPO、文化団体、文化施設、市町村等のネットワークを作り、情報・意見交換をしたり、連携して新たなプロジェクトを展開する中で、文化芸術を支える人材の育成・活用を図ります。

### (2) NPO、文化施設への支援

NPO、文化施設の職員を対象とする研修会の開催など、県民に文化芸術を提供する団体・施設が行う人材育成を支援します。

### (3) アートボランティアの育成

文化芸術事業の企画・運営をサポートするボ

ランティア人材の育成に努めます。

### (4) 障害者アートに関する人材の育成

施設職員等の育成、障害者アートを支える人材の育成を進めます。

## 4 アートマネジメント人材の育成・確保の促進

### (1) アートマネジメント人材の育成・活用

芸術家と地域、県民を結びつけ、文化芸術に関する企画や制作活動及び発表の場の提供などの中間支援機能を担うプロデューサー、コーディネーターなどの人材の育成・活用を図ります。

### (2) スキルのある人材の協力を得る 仕組みづくりの促進

全国各地のアートプロジェクト<sup>※6</sup>でコーディネートスキルを身に付けた人材が、県内のアートプロジェクトに協力する仕組みづくりとして、県外文化芸術団体、自治体などとの情報交換やネットワークづくりを促進します。

### (3) 大学との連携

芸術系大学や文化芸術の教育課程を持つ大学等と連携し、文化芸術を担う人材の育成を進めます。

## 5 文化芸術に関する先進的な取組への支援

現代アートと伝統文化の融合など新たな分野に対する意欲的な取組への支援を行います。

地域の課題解決を図る先駆的な文化芸術活動を支援します。

#### ※6 アートプロジェクト

作品そのものより制作のプロセスを重視したり、美術館やギャラリーから外に出て、社会的な問題や地域の課題をアートの視点から捉えたり、アートを媒介に地域を活性化させようとする取組等のことである。

## 埼玉の文化芸術の力を結集し、 次世代に継承される文化プログラムの実現

### 目指す 方向性

オリンピック・パラリンピックは、スポーツの祭典であるだけでなく文化の祭典でもあります。2020年東京大会は、埼玉県で育まれてきた文化芸術の魅力を世界に発信する絶好の機会であり、埼玉県版文化プログラムを展開することにより、更に本県の文化芸術の振興を図っていきます。

文化プログラムを一過性のイベントに終わらせることなく、有形・無形の文化芸術レガシーを創出し、将来にわたって継続的に本県の文化芸術の振興を図っていきます。

文化プログラムを進める上では、多様な人たちが参加する文化イベントを行うことにより、お互いの理解を深めオリンピック・パラリンピックへの参加意識も醸成していきます。また、芸術家、NPO、文化団体、文化施設、市町村と連携し、協働して取り組んでいきます。

少子高齢・人口減少社会、地域コミュニティの衰退など様々な社会の課題を文化芸術の力で解決していくような文化プログラムを展開して持続可能な社会の実現につなげていきます。

また、グローバル化が進展する中、県内と海外の芸術家等の相互交流を一層推進することにより、文化的多様性や相互理解を促進するとともに新たな価値を創出していきます。

### 具体的 取組

#### 1 埼玉を特色付ける文化芸術の魅力を高め世界の人をおもてなし

##### (1) 埼玉の文化資源を活用したプログラム

埼玉ならではの文化資源や人材を活用した魅力的なプログラムを展開し、多様な文化圏の人との交流を図ります。

##### (2) あらゆる人が参加するプログラム

プロの芸術家のほか、子供、青少年、高齢者、障害者や外国人などあらゆる人たちが参

加するプログラムを展開します。

#### 2 あらゆる場所であらゆる人が参加し触れ合う多彩な文化プログラム

##### (1) 多様なジャンルのプログラム

伝統芸能、演劇、音楽、現代アートなど多様なジャンルのプログラムを県内各地で展開していきます。

### (2) 先駆的なプログラム

県では、彩の国さいたま芸術劇場の蜷川幸雄芸術監督演出による「1万人の群像劇」等、世界に向けて発信する先駆的なプログラムを展開し、新しい文化芸術を創出するきっかけづくりを行います。

### (3) 海外の文化芸術交流プログラム

普段は接することのできない海外の文化芸術に触れ、交流するプログラムを展開します。

### (4) 子供や青少年を対象とした

#### 多様な文化芸術体験プログラム

プログラムの企画段階から子供や青少年が参加し、多様な文化芸術を体験、交流、発表できる事業を展開していきます。特に、未来の文化芸術の担い手の育成につながるようなプログラムを展開していきます。

### (5) 地域の課題解決につながるプログラム

少子高齢化、過疎化など、地域に関わる様々な団体や地域住民と連携して、地域の課題解決のきっかけとなるようなプログラムを展開します。

### (6) 近隣都県と連携したプログラム

近隣都県と連携して、統一テーマ等によるプログラムを展開していきます。

## 3 オール埼玉ネットワーク体制での文化プログラムの展開

### (1) 多様な主体による連携・協働

県、市町村や個人、NPOを含む民間団体・企業などが持つアイデア、ノウハウ、スキルを活かしたプログラムを展開していくため、多様な主体が連携・協働してプログラムを展開していく仕組みづくりを行います。

### (2) 2020年東京大会終了後の協働

プログラムを展開していく過程を通じて協働の仕組みを作り上げ、2020年東京大会終了後も引き続き協働して事業を行っていきます。

### (3) 芸術家の育成と文化芸術を支える人材の充実

プログラムにより芸術家を育成していくとともに、協働の仕組みそのものがオリンピックのレガシーとなることにより文化芸術を支える人材も充実していきます。

## 4 世界に向けた埼玉の文化芸術情報の発信強化

本県で開催される文化芸術の事業、イベントを集約し、外国語で世界にPRします。また、外国人にレポーターになってもらい、外国人の視点で県内の文化芸術の魅力について情報を発信します。

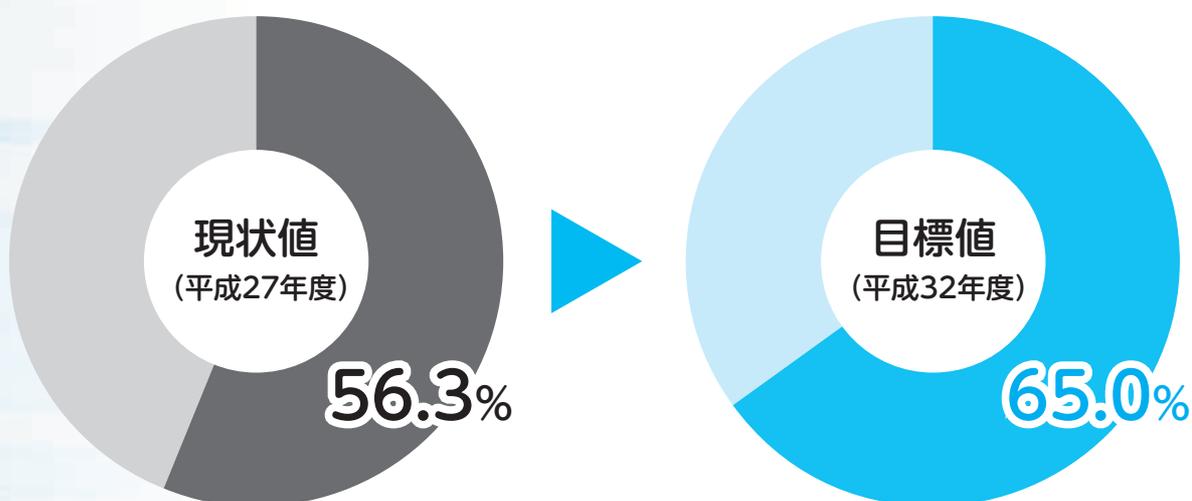
## 5 次世代に継承される文化芸術レガシーの創出

2020年東京大会終了後も引き続き、市町村、文化施設、個人・NPOを含む民間団体・企業とパートナーシップやネットワークを形成していきます。プログラムを展開するに当たり構築された様々なネットワークやノウハウを生かし、2020年東京大会のレガシーとして、文化芸術の更なる振興に努めます。人口減少、少子高齢社会、コミュニティの衰退など様々な社会課題の解決につながるようなプログラムを展開していき、持続可能な社会の実現を目指します。

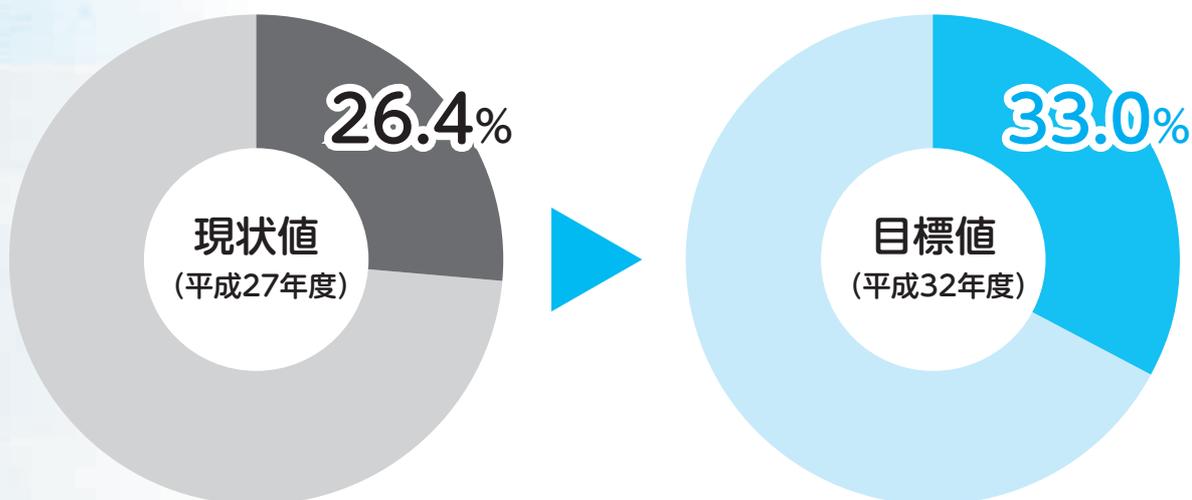
## 2 計画の指標

計画の目的である「文化芸術で心豊かな県民生活と活力ある社会の実現」を目指すために2つの指標を設定します。

【指標1】文化芸術活動を鑑賞している県民の割合



【指標2】文化芸術活動を行っている県民の割合



### 3 計画の推進体制

#### (1) 県庁内の連携体制の強化

文化芸術関係者、学識経験者等の専門家で構成する評議会を開催し、本県の文化芸術の方向性や施策及び2020年東京大会に向けた文化プログラムの立案・実施等に対する助言を受けながら本県の文化芸術振興を図ります。

庁内においては文化芸術振興庁内推進会議等により、文化芸術振興に関する施策を各分野で有機的に連携しながら推進していきます。

#### (2) 市町村や文化施設との連携

地域の特性に応じた文化芸術振興施策を実施するため、県民に最も身近な自治体である市町村と積極的に情報交換を行い、連携・協力関係を強化するとともに、市町村相互の連携を促進します。

また、彩の国さいたま芸術劇場、県立近代美術館、県立歴史と民俗の博物館などと市町村文化会館、県内の文化施設との連携強化、ネットワークづくりを進め、さらに魅力的な文化芸術を創造、発信するとともに、文化芸術を担う人材の育成、ノウハウの共有化、地域におけるアウトリーチ活動を促進していきます。

#### (3) 文化芸術の振興を図る関係団体等との連携

芸術家、NPO、大学、企業、文化施設、市町村などとの連携を図り、文化芸術活動を支援するためのネットワークを構築し、協働して文化芸術振興施策を推進していきます。



## 目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 文化芸術振興計画（第四条）
- 第三章 文化芸術振興のための施策（第五条—第十七条）
- 附 則

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この条例は、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、及び県の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策（以下「文化芸術振興施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、文化芸術振興施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな県民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

### （基本理念）

第二条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主性が十分に尊重されなければならない。

- 2 文化芸術の振興に当たっては、県民の主体的で多彩な文化芸術活動の展開により、活力ある地域社会の実現を図ることを目指して、文化芸術振興施策が推進されなければならない。
- 3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し享受することが、県民の生まれながらの権利であることを踏まえ、県民が等しく文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術に関する情報を広く国内外に発信する等、文化芸術の交流が積極的に推進されなければならない。
- 5 文化芸術の振興に当たっては、地域の伝統的な文化芸術が、将来にわたり引き継がれるよう配慮されなければならない。
- 6 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く県民の意見が反映されるよう配慮されなければならない。

### （県の責務）

第三条 県は、前条の基本理念にのっとり、文化芸術振興施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、市町村がその地域の特性に応じた文化芸術振興施策を策定し、及び実施するために必要な助言その他の支援を行うよう努めるものとする。
- 3 県は、文化芸術活動を行う者の自主性及び文化芸術活動の多様性に十分な配慮を行いながら、これらの者との連携及びこれらの者に対する支援に努めるものとする。
- 4 県は、国及び他の都道府県との連携及び協力により、文化芸術振興施策の効果的な推進に努めるものとする。

## 第二章 文化芸術振興計画

第四条 県は、文化芸術振興施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する計画（以下「文化芸術振興計画」という。）を定めるものとする。

2 文化芸術振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき文化芸術振興施策の基本的な事項
- 二 前号に掲げるもののほか、文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 県は、文化芸術振興計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 前項の規定は、文化芸術振興計画の変更について準用する。

## 第三章 文化芸術振興のための施策

### （文化芸術の鑑賞等の機会の充実）

第五条 県は、広く県民が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### （文化芸術振興のための措置）

第六条 県は、文学、音楽、美術、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータ等を利用した芸術をいう。）その他の芸術及び落語、歌唱その他の芸能の振興を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、先人から受け継がれてきた能楽、歌舞伎その他の伝統芸能が、将来にわたって適切に保存及び継承され、新たな文化創造のために活用されるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、茶道、華道、書道、盆栽、衣食住等に係る生活様式その他の生活文化の振興を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### （文化芸術による地域づくり）

第七条 県は、地域に根ざした独創的で優れた文化芸術が地域の発展に大きな役割を果たすことから、文化芸術による地域づくりに努めるものとする。

2 県は、前項に規定する文化芸術による地域づくりを進めるに当たっては、地域産業及び民間団体等との協働に配慮するものとする。

### （文化芸術活動の担い手の育成及び確保）

第八条 県は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の継承者、文化芸術活動の企画を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者の育成及び確保を図るため、研修、発表機会の確保等の支援に努めるものとする。

### （学校教育における文化芸術活動の充実）

第九条 県は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習その他の教育の充実、

---

芸術家及び文化芸術団体等による学校に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、伝統芸能の保存と継承の重要性にかんがみ、学校教育における文化芸術活動を通じ、伝統芸能に対する理解及び関心を深めるよう配慮するものとする。

#### **(青少年の文化芸術活動の充実)**

第十条 県は、次代の担い手となる青少年の文化芸術活動の充実を図るため、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

#### **(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)**

第十一条 県は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

#### **(文化芸術交流の推進)**

第十二条 県は、文化芸術に関する国内外の交流を推進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

#### **(文化芸術施設の充実及び活用等)**

第十三条 県は、県民の文化芸術活動の場の充実を図るため、劇場、美術館、博物館、図書館その他の文化芸術施設の充実及び活用に努めるものとする。

2 県は、文化芸術施設以外の施設を県民の文化芸術活動の場として利用することができるよう必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

#### **(情報通信技術の活用の推進)**

第十四条 県は、県民の文化芸術活動を促進するため、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

#### **(メセナ活動の促進)**

第十五条 県は、メセナ活動（個人、企業等が社会貢献の一環として行う文化芸術活動を支援する活動をいう。）を促進するための普及啓発、情報提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

#### **(推進体制の整備)**

第十六条 県は、文化芸術振興施策の総合的な推進を図るため、必要な体制の整備に努めるものとする。

#### **(財政上の措置)**

第十七条 県は、文化芸術振興施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

### **附 則**

この条例は、公布の日から施行する。





埼玉県のマスコット  
「コバトン」「さいたまっち」

**埼玉県県民生活部文化振興課**

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号  
TEL 048-830-2887 FAX 048-830-4752  
e-mail a2875@pref.saitama.lg.jp